

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会 第 5 回総会

次 第

1 審議事項

令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 【資料 1】

2 その他

今後の予定について 【資料 2】

<配布資料>

- ・ 委員等名簿
- ・ 【資料 1】 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・ 【資料 2】 第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（総会）の開催スケジュールについて
- ・ 【資料 3】（参考資料）実行委員会会則（令和 6 年 6 月 13 日時点）

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 第5回総会 委員等名簿

番号	職名	機関・団体	役職	氏名
1	会長	愛媛県	知事	中村 時広
2	副会長	愛媛県	副知事	菅 規行
3	副会長	愛媛県	副知事	濱里 要
4	副会長	愛媛県議会	議長	福羅 浩一
5	委員	林野庁四国森林管理局	局長	竹内 純一
6	委員	環境省中国四国地方環境事務所	所長	坂口 芳輝
7	委員	国土交通省四国地方整備局	局長	豊口 佳之
8	委員	愛媛県議会農林水産委員会	委員長	高山 康人
9	委員	愛媛県市長会	会長	武智 邦典
10	委員	愛媛県町村会	会長	河野 忠康
11	委員	松山市	市長	野志 克仁
12	委員	砥部町	町長	古谷 崇洋
13	委員	愛媛県市議会議長会	会長	原 俊司
14	委員	愛媛県町村議会議長会	会長	前田 省二
15	委員	愛媛大学	副学長	杉森 正敏
16	委員	松山大学	准教授	甲斐 朋香
17	委員	(公財)愛媛の森林基金	理事長	久保 圭一朗
18	委員	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長	高山 康人
19	委員	(一社)愛媛県木材協会	会長	菊池 正
20	委員	愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長	成瀬 要三
21	委員	愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長	菊池 俊一郎
22	委員	愛媛県森林土木協会	会長	兵頭 誠亀
23	委員	(公財)えひめ農林漁業振興機構	理事長	高橋 正浩
24	委員	えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長	笠松 浩樹
25	委員	緑の少年団愛媛県連盟	会長	山本 浅幸
26	委員	愛媛県林業経営者協会	会長	増田 清
27	委員	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊
28	委員	愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則
29	委員	愛媛県商工会議所連合会	会頭	高橋 祐二
30	委員	愛媛県商工会連合会	会長	渡部 英志
31	委員	愛媛県中小企業団体中央会	会長	服部 正
32	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	大西 康司
33	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	山口 普
34	委員	愛媛県経営者協会	会長	田中 和彦
35	委員	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	大木 正治

36	委員	愛媛ホテル協会	会長	河野 治広
37	委員	(一社)愛媛県観光物産協会	会長	中村 時広
38	委員	(一社)愛媛県旅行業協会	会長	清水 一郎
39	委員	(一社)愛媛県バス協会	会長	清水 一郎
40	委員	四国旅客鉄道(株)	愛媛企画部長	窪 仁志
41	委員	伊予鉄道(株)	代表取締役社長	清水 一郎
42	委員	(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男
43	委員	(一社)愛媛県トラック協会	会長	御手洗 安
44	委員	(一社)愛媛県建設業協会	会長	浅田 春雄
45	委員	(公社)愛媛県建築士会	会長	尾藤 淳一
46	委員	(一社)愛媛県建築士事務所協会	会長	烏谷 陽一郎
47	委員	(一社)愛媛県中小建築業協会	会長	佐々木 敬史
48	委員	愛媛県小中学校長会	会長	馬越 吉章
49	委員	愛媛県高等学校長協会	会長	佐々木 進
50	委員	愛媛県私立中学高等学校連合会	会長	中村 道郎
51	委員	愛媛県特別支援学校長会	会長	松本 淳
52	委員	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長	龍田 純孝
53	委員	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長	田窪 鏡子
54	委員	愛媛県文化協会	会長	市村 公子
55	委員	(福)愛媛県社会福祉協議会	会長	本田 元広
56	委員	愛媛県連合婦人会	会長	三好 康子
57	委員	愛媛県	教育長	高岡 哲也
58	委員	愛媛県	公営企業管理者	東野 政隆
59	委員	愛媛県	参与	岸本 憲彦
60	委員	愛媛県	参与	中川 逸朗
61	委員	愛媛県	営業本部長	久保田 英和
62	委員	愛媛県	防災安全統括部長	松田 交志
63	委員	愛媛県	秘書広報統括監	居村 大作
64	委員	愛媛県	少子化対策・女性活躍統括部長	池田 和
65	委員	愛媛県	総務部長	末永 洋一
66	委員	愛媛県	企画振興部長	山名 富士
67	委員	愛媛県	観光スポーツ文化部長	久保田 晶
68	委員	愛媛県	県民環境部長	池田 貴子
69	委員	愛媛県	保健福祉部長	菅 隆章
70	委員	愛媛県	経済労働部長	松田 雄彦
71	委員	愛媛県	農林水産部長	久保 圭一朗
72	委員	愛媛県	土木部長	吉良 美知宏
73	委員	愛媛県警察本部	本部長	山浦 親一

74	監事	愛媛県	会計管理者兼出納局長	大内 康夫
75	監事	松山市	会計管理者	矢野 莊六
76	参与	(株)愛媛新聞社	代表取締役会長	土居 英雄
77	参与	日本放送協会	松山放送局長	田中 誠一
78	参与	南海放送(株)	代表取締役社長	大西 康司
79	参与	(株)テレビ愛媛	代表取締役社長	尾谷 牧夫
80	参与	(一社)共同通信社	松山支局長	羽柴 康人
81	参与	(株)時事通信社	松山支局長	寺尾 貴之
82	参与	(株)朝日新聞社	松山総局長	広島 敦史
83	参与	(株)毎日新聞社	松山支局長	太田 裕之
84	参与	(株)読売新聞大阪本社	松山支局長	原 典子
85	参与	(株)日本経済新聞社	松山支局長	平片 均也
86	参与	(株)産経新聞社	松山支局長	前川 康二
87	参与	(株)あいテレビ	代表取締役社長	左納 和宜
88	参与	(株)愛媛朝日テレビ	代表取締役社長	井上 隆史
89	参与	(株)愛媛CATV	代表取締役社長	宮内 隆
90	参与	(株)エフエム愛媛	代表取締役社長	倉渕 秀俊

令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 令和 7 年度事業計画（案）

（1）会議の開催

① 総会（3 回）

○第 6 回総会：令和 7 年 7 月頃（書面開催）

- ・実施計画（素案）について
- ・令和 6 年度事業報告（案）及び収支決算（案）
- ・経過報告（専門委員会、広報、関連事業等） 等

○第 7 回総会：令和 8 年 1 月頃

- ・実施計画（最終案）について
- ・令和 7 年度取組状況の報告

○第 8 回総会：令和 8 年 3 月頃（書面開催）

令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

② 幹事会（3 回）

総会に諮る議案等について審議

○第 5 回幹事会：令和 7 年 7 月頃（書面開催）

○第 6 回幹事会：令和 8 年 1 月頃

○第 7 回幹事会：令和 8 年 3 月頃（書面開催）

③ 専門委員会（2 委員会、4 回）

実施計画に記載する事項のうち、専門的知見を必要とする事項について、調査・審議するため専門委員会を開催する。

ア 式典専門委員会（3 回）

議 事 ・式典行事に係る演出・内容等の検討に関すること。

イ 愛顔のえひめ魅力発信専門委員会（1 回）

議 事 ・式典会場における「おもてなし広場」の企画に関すること。
・愛媛のゼロカーボン・魅力発信等に関すること。

（2）実施計画の検討

令和 6 年度に策定した基本計画をもとに、大会の詳細な内容（式典演出、会場整備計画等）を検討し、実施計画に取りまとめる。

なお、実施計画は第 7 回総会で最終案を決定し、令和 8 年 1 月末頃、国土緑化推進機構特別委員会で承認を得る予定。

（3）会場整備の実施

① お野立所

式典会場で天皇皇后両陛下が着座される「お野立所」の建築工事を行う。

② メイン会場

式典行事やおもてなし広場等の会場整備に係るレイアウトの検討、ベンチ等の設置物の製作を行う。

③ 植樹会場

招待者が記念植樹を実施する植樹会場内の伐採・地拵えや歩道、階段等の環境整備を行う。

(4) 実施本部の設置

大会の円滑な運営を図るため、県職員等から広く協力を得て「第 76 回全国植樹祭愛媛県実施本部（仮称）」を設置する。

(5) 招待者管理・宿泊・輸送の準備

（公社）国土緑化推進機構や各都道府県、県内市町と調整し、大会への招待者を選定するほか、招待者の宿泊輸送、大会用品や記念品の製作、おもてなし弁当の配布・回収方法など、招待者の宿泊輸送業務に関する準備を行う。

(6) 機運醸成活動の実施

① 記念事業の実施

ア 第 76 回全国植樹祭えひめ 2026 1 年前記念 愛媛県植樹祭の実施【新規】

大会の開催 1 年前の時期に、大会の周知や開催機運の醸成を図るため、記念イベントを開催する。

- 時期 令和 7 年 6 月 22 日（日）
- 場所 国立大洲青少年交流の家
- 内容 式典、植樹及び森林づくり活動の PR 等
※毎年度開催している県植樹祭と合同で実施。

イ カウントダウンイベントの実施【新規】

大会の開催機運を盛り上げるため、節目の日にカウントダウンイベントを実施する。

【200 日前記念イベント】

- 時期 令和 7 年 11 月頃
- 場所 未定

【100 日前記念イベント】

- 時期 令和 8 年 2 月頃
- 場所 松山市内

ウ カウントダウンボードの制作【新規】

県産材を使用したカウントダウンボードを県内高校生（県立松山工業高等学校及び上浮穴高等学校）に制作してもらい、200 日前記念イベントにおいて、お披露目する。

エ ぐるっ to 植樹祭えひめ（「木製地球儀」の市町巡回展示・巡回植樹）の実施【新規】

大会の開催機運を醸成するため、大会のシンボルである「木製地球儀」を県内 20 市町で巡回展示するとともに、記念植樹を実施する。

オ 苗木のスクールステイの実施【継続】

大会や関連行事等で使用する苗木を、県内の緑の少年団や小中高生等に育成してもらう。

② 広報活動の実施

ア 明日の森林へ贈る愛^{あした}レター^{もり}プロジェクトの実施【継続】

広く県民から、森林への想いを綴ったメッセージ（愛^{あした}レター^{もり}）を募り、それを大会の式典演出など様々な場面に活用する県民参加型プロジェクトを実施する。

イ おうち de 植樹祭えひめ（第 76 回全国植樹祭えひめ 2026 PR ブース）の出展【継続】

県内各地のイベント等において、大会を PR するブースを出展し、来場者に苗木を

配布する。

ウ みんな de 植樹祭えひめ（第 76 回全国植樹祭えひめ 2026 応援事業）の実施【継続】

県内の企業や団体等が自主運営する森林・林業等に関連するイベントを応援事業として認定し、呼称使用等により大会の周知と機運の醸成を図る。

エ インターネット、SNS、メディア等の活用【継続】

公式ホームページや SNS、広報誌、メディアなど様々な媒体を通じて取組みを情報発信するとともに、のぼり旗やチラシなどの広報啓発品を活用し、より一層、大会の周知や機運の醸成を図る。

（7）企業等協賛の募集

企業や団体、個人等を対象に、大会の開催に対する協賛や寄附を募り、資金や物資等による大会運営への協力を得て、多様な主体の参画による大会を目指す。

2 令和 7 年度収支予算（案）

（1）収入の部

（単位：円）

科目	R7 年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	摘要
1 負担金	184,421,000	42,267,000	142,154,000	愛媛県負担金
2 協賛金	0	0	0	資金協賛
3 雑収入	10,000	0	10,000	預金利息
4 繰越金	27,916,000	1,212,000	26,704,000	R6 年度協賛金収入（11,650,000 円） R6 年度繰越事業予算（16,266,000 円）
合 計	212,347,000	43,479,000	168,868,000	

（2）支出の部

（単位：円）

科目	R7 年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	摘要
1 総務費	3,128,000	2,728,000	400,000	実行委員会、幹事会、専門委員会の開催に係る経費 等
2 開催事業費	165,664,000	22,536,000	143,128,000	実施計画の作成委託、お野立所等の会場整備及び会場設営に係る経費 等
3 広報啓発費	31,905,000	18,215,000	13,690,000	苗木のスクールステイ、周期イベント開催等による広報啓発活動 等
4 予備費	11,650,000	0	11,650,000	R6 年度協賛金収入
合 計	212,347,000	43,479,000	168,868,000	

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（総会）の開催スケジュールについて

実行委員会（総会）の開催スケジュール（案）

会議日程	会議内容（報告、審議、決定事項等）
【第 1 回総会】 （設立総会） 令和 5 年 8 月 25 日	1 実行委員会の設立について 2 令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 専門委員会の設置及び付託事項（案）について
【第 2 回総会】 令和 6 年 3 月 19 日	1 経過報告（専門委員会、広報、関連事業等） 2 令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 専門委員会の設置及び付託事項（案）について 4 基本計画（素案）について
【第 3 回総会】 令和 6 年 7 月 16 日 （書面開催）	1 令和 5 年度収支決算（案）について 2 企業等協賛の募集について 3 基本計画（中間案）について
【第 4 回総会】 令和 7 年 1 月 15 日	1 経過報告（専門委員会、広報、関連事業等） 2 基本計画（最終案）について ⇒令和 7 年 1 月 31 日の国土緑化推進機構特別委員会で 基本計画の承認・決定 ※ 表彰式（大会テーマ・シンボルマーク）の実施
【第 5 回総会】 令和 7 年 3 月頃 （書面開催）	1 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
【第 6 回総会】 令和 7 年 7 月頃 （書面開催）	1 経過報告（専門委員会、広報、関連事業等） 2 令和 6 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について 3 実施計画（素案）について
【第 7 回総会】 令和 8 年 1 月頃	1 経過報告（専門委員会、広報、関連事業等） 2 実施計画（最終案）について ⇒令和 8 年 1 月末頃の国土緑化推進機構特別委員会で 実施計画の承認・決定
【第 8 回総会】 令和 8 年 3 月頃 （書面開催）	1 令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
令和 8 年春季	第 76 回全国植樹祭 愛媛県開催
【第 9 回総会】 令和 9 年 3 月頃 （書面開催）	1 令和 7 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について 2 令和 8 年度事業報告（案）及び収支決算（案）について 3 実行委員会の解散について

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第76回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、県民の緑化意識の醸成及び県民参加による森づくりを推進するとともに、森林が育む愛媛県の自然、文化及び産業を全国に発信することを目的とする。

（事務所）

第 3 条 実行委員会の事務所は、愛媛県松山市二番町三丁目 6－5 明治安田生命松山二番町ビル内に置く。

（事業）

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- (6) その他全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

（構成）

第 5 条 実行委員会は、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で組織し、別表第 1 に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 3 実行委員会は、委員のうちから会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、愛媛県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、愛媛県副知事及び愛媛県議会議長をもって充てる。

（委員等の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、会計の監査に当たる。

5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者はこの限りでない。

3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第8条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、愛媛県職員の例による。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに参与及び監事をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) 幹事会に委任する事項に関すること。

(5) 専門委員会に付託する事項に関すること。

(6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。

- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

- 第12条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。
 - 3 幹事等は、関係機関及び関係団体等で構成し、別表第2に掲げる役職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長は、愛媛県農林水産部森林局長をもって充てる。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
 - 6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。
 - 7 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
 - 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (4) 第10条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 幹事会は、前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
 - 10 第10条第4項から第7項までの規定は、幹事会の会議において準用する。こ

の場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」に、「会長」とあるのは「幹事長」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第13条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。
- 3 専門委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。
- 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 実行委員会の事務を処理するために、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を愛媛県農林水産部内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛媛

県の例による。

第6章 解散

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛媛県に帰属するものとする。

第7章 補則

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年8月25日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和6年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年6月13日から施行する。

別表第1（第5条関係） 実行委員会

職 名	区 分	所 属	役 職
会長	県	愛媛県	知事
副会長	県	愛媛県	副知事
	県議会	愛媛県議会	議長
委員	国	林野庁四国森林管理局	局長
		環境省中国四国地方環境事務所	所長
		国土交通省四国地方整備局	局長
	県議会	愛媛県議会農林水産委員会	委員長
	市町	愛媛県市長会	会長
		愛媛県町村会	会長
		松山市	市長
		砥部町	町長
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長
		愛媛県町村議会議長会	会長
	学識経験者	愛媛大学	副学長
		松山大学	准教授
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	理事長
		愛媛県森林組合連合会	代表理事会長
		一般社団法人愛媛県木材協会	会長
		愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長
		愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長
		愛媛県森林土木協会	会長
		公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	理事長
		えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長
		緑の少年団愛媛県連盟	会長
		愛媛県林業経営者協会	会長
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長
	経済	愛媛県商工会議所連合会	会頭
		愛媛県商工会連合会	会長
		愛媛県中小企業団体中央会	会長
		愛媛経済同友会	代表幹事
		愛媛県経営者協会	会長
	宿泊・観光	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		愛媛ホテル協会	会長
		一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長
		一般社団法人愛媛県旅行業協会	会長
	輸送	一般社団法人愛媛県バス協会	会長
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長

		伊予鉄道株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長
		一般社団法人愛媛県トラック協会	会長
	建設・建築	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
		公益社団法人愛媛県建築士会	会長
		一般社団法人愛媛県建築士事務所協会	会長
		一般社団法人愛媛県中小建築業協会	会長
	教育	愛媛県小中学校長会	会長
		愛媛県高等学校長協会	会長
		愛媛県私立中学高等学校連合会	会長
		愛媛県特別支援学校長会	会長
	青少年	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長
		ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長
	文化	愛媛県文化協会	会長
	福祉・女性	愛媛県社会福祉協議会	会長
		愛媛県連合婦人会	会長
	県	愛媛県	教育長
		愛媛県	公営企業管理者
		愛媛県	参与
		愛媛県	営業本部長
		愛媛県	防災安全統括部長
		愛媛県	秘書広報統括監
		愛媛県	少子化対策・女性活躍統括部長
		愛媛県	総務部長
		愛媛県	企画振興部長
		愛媛県	観光スポーツ文化部長
		愛媛県	県民環境部長
		愛媛県	保健福祉部長
		愛媛県	経済労働部長
		愛媛県	農林水産部長
		愛媛県	土木部長
		愛媛県警察本部	本部長
監事	県	愛媛県	会計管理者兼出納局長
	市町	松山市	会計管理者
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	代表取締役会長
		日本放送協会	松山放送局長
		南海放送株式会社	代表取締役社長
		株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長
		一般社団法人共同通信社	松山支局長
		株式会社時事通信社	松山支局長

	株式会社朝日新聞社	松山総局長
	株式会社毎日新聞社	松山支局長
	株式会社読売新聞大阪本社	松山支局長
	株式会社日本経済新聞社	松山支局長
	株式会社産経新聞社	松山支局長
	株式会社あいテレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛C A T V	代表取締役社長
	株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長

別表第2（第12条関係） 幹事会

職 名	区 分	所 属	役 職
幹事長	県	愛媛県農林水産部森林局	局長
幹事	国	林野庁四国森林管理局愛媛森林管理署	署長
	市町	愛媛県市長会	事務局長
		愛媛県町村会	事務局長
		松山市農林水産部	部長
		砥部町農林課	課長
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	事務局長
		愛媛県森林組合連合会	代表理事専務
		一般社団法人愛媛県木材協会	専務理事
		愛媛県山林種苗農業協同組合	専務理事
	経済	愛媛県商工会議所連合会	専務理事
		愛媛県商工会連合会	専務理事
	観光	一般社団法人愛媛県観光物産協会	専務理事
	県	愛媛県企画振興部政策企画局秘書課	課長
		愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課	課長
		愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課	課長
		愛媛県農林水産部農政企画局農政課	課長
		愛媛県農林水産部森林局林業政策課	課長
		愛媛県農林水産部森林局森林整備課	課長
		愛媛県土木部道路都市局都市整備課	課長
		愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課	課長
		愛媛県警察本部警備部警衛対策課	課長